

臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書の記載要領等

1 提出すべき場合

この承認申請書は、7月以内の期間を定めた臨時販売場（輸出物品販売場とみなされる臨時販売場をいいます。）を設置しようとする事業者（既に輸出物品販売場の許可を受けている事業者に限ります。）が、あらかじめ、臨時販売場の設置について承認を受けようとする場合に事業者の納税地を所轄する税務署長に提出するものです（法8⑨⑩、令18の5①、規則10①）。

- （注）1 臨時販売場を設置しようとする事業者の承認及び識別符号の通知には、一定の審査期間を要しますので、余裕を持って承認申請書を提出してください。
- 2 臨時販売場を設置しようとする事業者として承認を受けた事業者が臨時販売場を設置する場合は、その設置日の前日までに「臨時販売場設置届出書」を、事業者の納税地を所轄する税務署長へ提出する必要があります（法8⑨、規則10③）。
- 3 承認申請書に記載した内容に変更があった場合には、遅滞なく「輸出物品販売場等変更届出書」を提出する必要があります（規則10⑥）
- 4 臨時販売場を設置しようとする事業者としての承認について、その承認に係る臨時販売場の設置をやめようとするときは、「臨時販売場を設置しようとする事業者の不適用届出書」を提出する必要があります（令18の5⑥）。

《臨時販売場を設置しようとする事業者の承認要件》

次に掲げる要件の全て（自動販売機型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者にあつては、次に掲げる①及び②の要件）を満たす事業者（輸出物品販売場を経営する事業者に限ります。）であること。

- ① 臨時販売場における免税販売手続及び購入記録情報の提供等に係る事務を的確に遂行するための必要な体制が整備されている事業者であること。
- ② 輸出物品販売場の許可を取り消され、又は臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他臨時販売場を設置する事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。
- ③ 一般型輸出物品販売場に係る許可を受けている事業者であること。

2 記載要領

- (1) 「設置しようとする臨時販売場の区分」欄は、設置しようとする臨時販売場の区分を選択します。
一般型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者については、一般型輸出物品販売場に係る許可を受けている事業者である必要があります。
- (2) 「設置を予定している臨時販売場の概要」欄は、設置を予定している臨時販売場の概要（イベント名称や期間）等を記載します。なお、申請日時点でイベントの詳細が決まっていない場合には、例えば「●●ドームで開催予定のイベントの開催期間に併せ、臨時販売場の設置を計画」などと記載します。
- (3) 「購入記録情報の提供等の方法」欄は、臨時販売場を設置しようとする事業者の購入記録情報の提供及び税関確認情報の受領（以下「購入記録情報の提供等」といいます。）の方法について、次のイ又はロの場合に応じてそれぞれ次により記載します。

なお、一の臨時販売場に係る購入記録情報の提供等を申請者が自ら行うほか、承認送受信事業者にも委託する（併用する）場合には、次のイ及びロの欄を全て記載します。

イ 申請者が自ら購入記録情報の提供等を行う場合

(イ) 「電子証明書の発行の要否」欄

電子証明書の発行の要否を選択します。複数の輸出物品販売場や臨時販売場を経営する事業者であつて、既に電子証明書を取得している場合には、同一の電子証明書を使用して購入記録情報の提供等を行うことも可能です。なお、その場合は「電子証明書の発行要否」欄は「不要」を選択します。

(ロ) 「電子メールアドレス」欄 及び「フリガナ」欄

電子証明書の発行が必要な場合には、電子メールアドレス(80文字以内)を記載します。「フリガナ」欄は電子メールアドレスに係るフリガナを記載します。

なお、登録が可能な電子メールアドレスは以下の条件を満たす必要がありますのでご注意ください。

- ・英数字又は記号であること
- ・ユーザー名が「.（ピリオド）」又は「@」で始まっていないこと
- ・「@」を1つのみ含むこと

ロ 承認送受信事業者が購入記録情報の提供等を行う場合の「承認送受信事業者の識別符号」及び「承認送受信事業者の氏名又は名称」欄は、購入記録情報の提供等に係る事務を委託する承認送受信事業者の識別符号及び氏名又は名称を記載します。また、一の臨時販売場に係る購入記録情報の提供等に係る事務を2以上の承認送受信事業者に委託する場合には、各欄にその全てを併記するか、適宜の様式に記載して添付してくだ

さい。

《購入記録情報の提供等の方法について》

購入記録情報の提供等の方法は、臨時販売場を運営する事業者が自ら行うほか、承認送受信事業者に委託してその承認送受信事業者に行わせることもできます。また、複数の臨時販売場を運営する事業者である場合には、各販売場から購入記録情報の提供等を行うほか、本社等からその事業者が運営する販売場の購入記録情報の提供等を一括して行うこともできます。

《識別符号について》

この承認申請に基づき臨時販売場を設置しようとする事業者の承認がなされた場合、納税地の所轄税務署長からその承認通知とともに、臨時販売場を設置しようとする事業者としての識別符号（輸出物品販売場ごとの識別符号とは異なります。）が通知されます。この識別符号は、設置する全ての臨時販売場に共通して使用するもので、免税販売管理システムに送信する購入記録情報の記録項目の一つとなるほか、税関確認情報の受領を行う際にも必要となりますので、通知された識別符号は適切に管理してください。

《電子証明書（クライアント証明書）の取得について》

事業者が購入記録情報の提供等を行う際、国税庁（免税販売管理システム）では電子証明書による認証を行います。そのため、購入記録情報の提供等を臨時販売場を運営する事業者が行う場合には、電子証明書を送受信機器にインストールしておく必要があります。なお、電子証明書について、既に輸出物品販売場を運営する事業者として取得しているときは、改めて取得する必要はありません。また、承認送受信事業者に委託する場合も、電子証明書の取得は不要です。

3 添付書類

添 付 書 類 の 確 認 （該当する確認欄にチェックしてください。）				確認
購入記録情報の提供等を行う者のパターンに応じ、それぞれ次の書類を添付				
経営する輸出物品販売場	臨時販売場	添付書類		☐
自ら実施	承認送受信事業者に委託	臨時販売場の購入記録情報の提供等に係る事務の委託に関する契約書の写し		
承認送受信事業者に委託	左記とは異なる承認送受信事業者に委託			☐
承認送受信事業者に委託	自ら実施	臨時販売場の購入記録情報の提供等 に使用する情報システムに関する内容を記載した書類（販売場において使用する事務のマニュアルや端末操作要領など） ※ この書類は、これまでの輸出物品販売場の許可申請時に提出したものと内容に変更がない場合、提出を省略して差し支えありません。この場合、承認申請書の「参考事項」欄に、例えば「必要な添付書類のうち端末操作要領については令和〇年〇月〇日に同内容のものを提出済であるため、提出を省略」と記載します。		
自ら実施	自ら実施	－（不要）		
承認送受信事業者に委託	左記と同じ承認送受信事業者に委託	－（不要）		